新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)	(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)
第11条の6 省令第18条の27から第18条の30まで、	第11条の6 省令第18条の27から第18条の30まで、
<u>第18条の34の4</u> 、第25条の21及び第25条の21の3	<u>第18条の34の2</u> 、第25条の21及び第25条の21の3
に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6	に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6
とする。	とする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。